

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

光回線サービスに関する 勧誘トラブルにご注意！



平成27年2月より、NTT 東日本とNTT 西日本が光回線サービスの卸売を開始し、多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービス等をセットにして販売するなど、契約内容が多様化、複雑化しています。



【事例1】契約先のプラン変更だと思ったら、別業者との契約になっていた！

NTTを名乗り「新サービスです」と電話がかかってきた。光回線サービスの利用料が安くなると思い、担当者に言われるまま転用承諾番号をインターネットで取得し、伝えた。しかし、届いた登録完了通知を見たら、NTTではなく、別会社との契約であることが分かった。解約したい。

【事例2】料金が安くなると言われて契約したのに、他のサービスとのセット契約でかえって高額になった！

事業者から「料金が安くなる」と何度も勧誘電話があり、安くなるならと思い申し込んだ。しかし、先日届いた請求内容を確認すると、契約した覚えのないパックのオプション料金が加算されていた。事業者に問い合わせたが、いまだに担当者から連絡がない。



★アドバイス★

- 勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容を確認しましょう。NTT から他の事業者に乗り換える場合は、転用承諾番号が必要で、転用するとNTTとの契約は解約となります。
- 勧誘をされてもすぐに返事をせず、現在の契約と新しい契約内容等を十分に比較・検討し、必要がなければはっきり断りましょう。
- 契約書を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約を解除することができます。ただし、契約解除までに利用したサービス料等を請求されることがあります。契約書には、詳細な契約内容が記載されているので、必ず目を通しましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

消費者啓発出前講座をご利用ください!



県消費生活センターの相談員等が、センターに寄せられる相談事例をもとに最新の消費者トラブルを紹介し、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまったときの対処法についてお話しします!

講師派遣は**無料**です。お申込は開催希望日の**1ヶ月以上前**に、**一度お電話**でご連絡ください。日程の調整をさせていただきます。

こんな場面でご利用いただいています

- ・町内会、老人クラブの集会
- ・地域包括支援センター職員研修
- ・ケアマネージャー連絡会
- ・PTAの集まり、教員向け講座
- ・中学校や高校の授業・講演会
- ・特別支援学校・障がい者就労支援施設
- ・新入社員向け研修 など



悪質商法をテーマにした寸劇の様子

★出前講座の申込み・問合せ先★

TEL: 022-261-5164

FAX: 022-211-2959

★相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号(県庁1階)

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時 (祝日・年末年始除く)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

【仙南圏】

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700
相談時間 月～金 9時～16時

【大崎圏】

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700
相談時間 月～金 9時～16時

【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所
県民サービスセンター
☎0228-23-5700
相談時間 月～金 9時～16時

【石巻圏】

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700
相談時間 月～金 9時～16時

【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所
県民サービスセンター
☎0220-22-5700
相談時間 月～金 9時～16時

【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000
相談時間 月～金 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。(詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください)